

家族と考える終活



「大相続時代」という言葉を聞いたことがありますか？

戦後の経済成長期にマイホームを購入した団塊の世代(1947年~49年生まれ)の高齢化が進み、近い将来資産の継承が大きな課題になるということです。

突然の事態に残された家族が迷わないよう、ご家庭内で「終活」を考えてみませんか？

●相続税は、通常10カ月以内に申告する必要があります。

●よくある困りごと

遺産を調べる

不動産の登記事項、預貯金・有価証券の残高、借金など

分割協議

相続人全員で遺産の分割について協議し、合意する

それぞれの税額を計算

課税遺産総額や相続人の数によって変わります。

申告書作成

事例1

夫の急死で妻が寝込んでしまい、どこにどんな財産があるかわからない

事例2

子ども同士で遺産分割方法がまとまらない

事前準備で円滑に

遺言書を作成してみる

遺言書の比較

	公正証書遺言	自筆証書遺言	
作成場所	公証役場	どこでも可	どこでも可
保管場所	公証役場	遺言保管所	自宅など
証人	必要	不要	不要
作成費用	手数料 16,000円~数万円	手数料 3,900円	かからない
家庭裁判所の検認	不要	不要	必要
紛失・改ざんなどのリスク	なし	なし	あり
形式不備で無効になるリスク	なし	なし	あり

●エンディングノートの主な内容

1. 自分のこと

- 基本情報
生年月日や本籍地など
- これまでの歩み
学歴や職歴リストなど
- 親族や交友関係
家系図、連絡先リストなど

2. もしもの時の対応

- 医療
延命措置や告知などの希望
- 介護
誰に頼むか、どこで受けたいか
- 判断能力低下
財産管理など誰に頼むか

3. エンディング

- 葬儀
形式や場所、喪主を誰に頼むか
- 墓
すでにあればその場所
なければどんな墓を望むか

4. 財産

- 預貯金・有価証券・保険
金融機関名など
- 不動産
所在地や名義
- 借入金やローン
借入先など
- 公的年金
基礎年金番号や種類など

1~4のすべてを記載する必要はなく、暗証番号など詳細な機密事項は書きません。

クレジットカードや携帯電話、会費を納めているクラブなどを記載しておけば、解約手続きがスムーズになります。



残された家族の負担やトラブルを減らすことができます

遺言と違って法的な拘束力はありません

適宜内容を見直すことができます

JA共済

生存給付特則付一時払終身共済(平28.10)

一生涯の万一保障に生前贈与の機能をプラス! 加入のしやすさも魅力です

ポイント1

生存給付金を生前贈与としてご利用いただけます。※1

ポイント2

死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。※2

ポイント3

医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。

※1 被共済者が生存されている場合、毎年生存給付金をお支払いします。なお、お受取りにあたっては所定の要件があります。
※2 被共済者に万一のことがあった場合、死亡共済金をお支払いします。

JA共済は、農業者以外の方でもご利用になれます。詳しくはお近くの支店までお気軽にご相談ください。

<https://www.ja-kyosai.or.jp/okangae/person/seizonitijishushin/>

顧問弁護士・税理士による無料相談を行っています。

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご確認ください。
また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

[22212640031]